

保険料を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

①徴収の猶予

- ①財産について災害を受けた場合、又は盗難にあった場合
- ②事業を廃止又は休止した場合
- ③事業について甚大な損害を受けた場合
- ④①～③に掲げる理由に類する理由があった場合。

などにより、保険料を一時に納付することが出来ないときは申請することにより・・・

↓

国保・介護の場合・・・

1年以内の期間に限り徴収猶予が認められる場合があります。

↓

後期高齢者医療保険料の場合・・・

6か月以内の期間に限り徴収猶予が認められる場合があります。

②換価の猶予

財産の換価をただちにすることにより、
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当する時は・・・

その保険料の納期限から6か月以内に申請することにより、原則1年以内の期間に限り換価の猶予が認められる場合があります。(最長2年まで延長が認められる場合があります。)

※申請する保険料以外に、すでに滞納になっている保険料がある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。

●猶予が認められると・・・

- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されることがあります。
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

● 猶予を受けるための手続

● 提出する書類

- ①「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」
- ②「財産目録」及び「収支明細書」
- ③担保の提供に関する書類
- ④(徴収猶予の場合)災害などの事実を証する書類
り災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

● 申請の期限

換価猶予: 猶予を受けようとする保険料の納期限から6か月以内

徴収猶予:

- ・国保・介護の場合・・・申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。
- ・後期高齢者医療保険料の場合・・・猶予を受けようとする保険料の納期限以前

● 猶予期間と分割納付

猶予を受けることが出来る期間は原則1年の範囲内(後期高齢者医療保険料は6か月)で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く保険料を完納することができると認められる期間に限られます。

なお、猶予をうけた保険料は原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

● 猶予取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている保険料以外に新たに納付すべきこととなった保険料が滞納となった場合 など

保険料を納期限までに納付できない場合には、お早めに保険年金課へご相談ください。

保険料を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。また、督促状が発送されてもなお納付されない場合には、財産の差押などの滞納処分を受けることがあります。

お問合せ: 玉野市役所 保険年金課 電話: 0863-32-5528